

第4編 災害復旧・復興計画

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画

第1節 生活確保対策計画

(府健康福祉部・近畿財務局(京都財務事務所)・京都労働局・日本銀行(京都支店))

第1 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 職業あつ旋計画

京都労働局は、地震災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、府内各公共職業安定所を通じ、すみやかにそのあつ旋を図り、あわせて他府県労働局との連絡調整を行い雇用の安定を図る。

第3 融資計画

地震災害により被害を受けた生活困窮者等に対して、次に示す生業資金等を貸し付けることにより生活の安定を図る。それぞれの融資要領は、「一般計画編第4編第1章第4節」に準拠する。

- 1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与
- 2 「生活福祉資金」の貸付
- 3 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金」の緊急貸付

第4 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画

「災害弔慰金の支給等に関する法律」により災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するものであって、その支給要領は、「一般計画編第4編第1章第5節」に準拠する。

第5 被災者生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づき被災者生活再建支援金を支給するものであって、その支給要領は、「一般計画編第4編第1章第6節」に準拠する。

第6 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金支給計画

「大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱」に基づき地域再建被災者住宅等支援補助金を支給するものであって、その支給要領は、「一般計画編第4編第1章第7節」に準拠する。

第7 金融措置計画

現地における地震災害の状況、資金の需給状況等を的確に把握し、関係機関と連絡協調の上、実情に応じた適切な金融上の措置を講ずる。

1 近畿財務局京都財務事務所の措置

(1) 現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、災害発生地域に所在する金融機関等に対し、金融上の措置を講じるよう要請する。

ア 対象金融機関等

(ア) 預貯金取扱金融機関

主要行等^{*}、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会

※主要行等には、都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行を含む。

(イ) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者

(ロ) 証券会社等

(エ) 電子債権記録機関

イ 金融上の措置の要請事項

(ア) 預貯金取扱金融機関

a 災害関係の融資に関する措置

金融機関において、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

b 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

(a) 金融機関において、預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

(b) 金融機関において、事情やむを得ないと認められる災害被災者に対して、定期預貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に於ける等の適宜の措置を講ずること。

c 手形交換、休日営業等に関する措置

金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

d 営業停止等における対応に関する措置

金融機関において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(イ) 生命保険会社・損害保険会社・少額短期保険業者

a 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

b 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

c 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、

ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(ウ) 証券会社等

- a 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置
- b 有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力
- c 被災者顧客から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置
- d 証券会社等において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること
- e その他、顧客への対応について十分配慮すること

(エ) 電子債権記録機関

- a 災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること
- b 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること
- c 上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと
- d 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること

2 日本銀行（京都支店）の措置

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信手段の確保を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ、金融機関に対し営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長又は休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次のような措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- ア 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ウ 被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

(5) 各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、営業時間の延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力し、速やかにその周知徹底を図る。

第8 災証明書の交付

1 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。

また、平常時から住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。及び、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及び災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。

さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。

2 府は、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付について、被災市町村の状況を把握し、応援が必要と見込まれる市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災地市町村間の調整を図るものとする。

また、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充、市町村主催研修及び訓練への支援等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。さらに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第9 被災者台帳の作成

1 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

2 府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第2節 住宅復興計画（府建設交通部・独立行政法人都市再生機構）

第1 計画の方針

地震災害により滅失又は破損した住宅を復旧するために必要な措置等を講じる。

第2 府の計画

1 一般民間住宅

災害時において、一般民間住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

また、状況に応じて、府の「り災住宅緊急低利融資制度」を設けるとともに、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じ、復興に資する情報を提供する。

2 災害公営住宅の整備（表4.1.1 参照）

一定規模の地震災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚法の規定により、国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

その運用要領については、「一般計画編第4編第5章第1節第2」に準拠する。

第3 独立行政法人都市再生機構の計画

地震災害により、賃貸住宅及び分譲住宅等の譲渡物件（建設中のものを含む。）に被害を受けた場合、災害によって滅失又は破損したものを原形に復旧することを原則とする。

ただし、将来の災害に対して、住宅等の敷地、構造又は設備が保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認められる場合においては、予算の範囲内でかつ必要最小限度において、原形復旧を越える改良措置又は新たな危険防止措置を講ずる。なお、分譲住宅については、譲渡前は賃貸住宅に準じ、譲渡後は譲受人の負担において復旧処理を行わせる。

表4.1.1 公営住宅関係住宅災害対策

	一般災害		激甚災害				手続きの流れ												
	公営住宅		本 激		局 激														
	要件	措置	要件	措置	要件	措置													
建設	<p><災害公営住宅建設事業> 1. 滅失戸数→被災地全域で500戸以上又は1市町村で200戸以上若しくはその区域内の全住宅の1割以上</p> <p>2. 火災による滅失戸数→被災地全域で200戸以上又は、1市町村全住宅の1割以上 (公営住宅法第8条第1項第1、2号)</p>	<p>(公営住宅法第8条第1項) 滅失戸数の3割を限度として <災害公営住宅>の建設等に対する2/3補助 ↓ 標準工事費は一般に準ずる(第8条第2項) <災害公営住宅>の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5補助</p>	<p><罹災者公営住宅整備事業> (激甚法第22条) 1. 滅失戸数→①被災全域で、(災害指定)4,000戸以上かつ1市町村で200戸以上もしくは、全住宅の1割以上 ②被災全域で、(災害指定)2,000戸以上かつ1市町村で200戸以上 ③被災全域で、1,200戸以上かつ、1市町村で400戸以上もしくは、全住宅の2割以上 (激甚指定基準8) 2. 滅失戸数(地域指定) →1.の①～③のいずれかであり、かつ、1市町村で100戸以上又は全住宅の1割以上 (激甚法施行令第41条)</p>	<p>滅失戸数の5割を限度として <罹災者公営住宅>の建設等に対する3/4補助 <罹災者公営住宅>の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5補助</p>	なし	なし	<p>(I) 住宅災害速報の提出(災害発生後10日以内、知事→国土交通省住宅局長) (II) 災害公営住宅整備計画書の提出(事業主体→知事→地方整備局長) (III) 住宅滅失戸数の査定(災害確定報告書の提出後、地方整備局査定官、地方財務局立会官及び都道府県立会者が原則として被災現地において行う。) (IV) 補助金交付申請(事業主体→知事→国土交通大臣) (V) 補助金交付決定(国土交通大臣→知事→事業主体)</p>												
復旧	<p><既設公営住宅復旧事業> 滅失又は著しく損傷 (公営住宅法第8条第3項) ↓ 1. 住宅の被害→1戸当りの復旧費が11万円以上かつ1事業主体の合計額が290万円以上(事業主体が市町村の場合は190万円) (財務省協議による運用基準)</p>	<p>(公営住宅法第8条第3項)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td colspan="2">公営住宅又は共同施設</td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td>滅失</td> <td>損傷</td> </tr> <tr> <td>復旧</td> <td>再建</td> <td>補修</td> </tr> <tr> <td colspan="3">補助率 1/2</td> </tr> </table>		公営住宅又は共同施設		被害	滅失	損傷	復旧	再建	補修	補助率 1/2			<p><本激甚指定既設公営住宅復旧事業> 公共土木施設災害復旧事業の A. 見込額→全国都道府県市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上 B. Aの見込額が0.2%以上、かつ (1) 都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上 (2) 市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる都道府県が1以上 (激甚災害指定基準1)</p>	<p>補助率のかさ上げ (激甚法第3条)</p>	<p><局激甚指定既設公営住宅復旧事業> 1. 当該市町村負担見込額→当該市町村当該年度標準税収入の50%をこえる市町村が1つ以上あること。 (ただし、当該市町村ごとの合計が1億円以上) 2. 1の見込額からみて明らかに1の基準に該当することが見込まれること (局地激甚災害指定基準)</p>	<p>補助率のかさ上げ (激甚法第3条)</p>	<p>(I) 既設公営住宅復旧計画書の提出(事業主体→知事→地方整備局長) (II) 補修費及び宅地復旧費の査定(災害確定報告書の提出後、地方整備局査定官、地方財務局立会官及び都道府県立会者が悉皆査定を行う。) (III) 補助金交付申請(事業主体→知事→地方整備局長) (IV) 補助金交付決定(地方整備局長→知事→事業主体)</p>
	公営住宅又は共同施設																		
被害	滅失	損傷																	
復旧	再建	補修																	
補助率 1/2																			

第3節 中小企業復興計画

(近畿経済産業局・府商工労働観光部)

第1 計画の方針

府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

地震災害により被災した中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

第2 近畿経済産業局の役割

- 1 被害状況及び事業再建に必要な資金需要等の的確な把握
- 2 被害状況に応じた必要資金の円滑な融通
- 3 激甚災害法に基づく金融特例措置等

第3 府の計画

地震災害を受けた中小零細企業に対して、その状況に応じて、その都度判断し、対策を講じていく。

その内容としては

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫等の政府系金融機関及び地元金融機関に対し、復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう要望する。
- 2 特に必要な場合にあつては、保証料、利子補給等を行い、制度融資の促進を図る。
- 3 府産業支援センター（府中小企業技術センター、府織物・機械金属振興センター、（公財）京都産業21）、各府広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第4 京都経済全体の事業継続計画の検討（近畿経済産業局、府危機管理部、府商工労働観光部）

第2編第15章企業等防災対策促進計画に定めるところにより、京都BCPの普及を進める。

第4節 風評被害対策

府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、国、関西広域連合、市町村及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第5節 公共土木施設復旧計画

(近畿地方整備局・府建設交通部)

第1 計画の方針

災害により被害が発生した公共土木施設の復旧を推進するための各種事業について定める。

第2 国土交通省の計画

1 災害復旧・復興の基本方針

地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方針を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導、助言を行うものとする。

被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

2 災害復旧の実施

(1) 災害復旧工事の早期着手

被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

(2) 災害査定の早期実施

災害発生後は速やかに災害査定を実施して、事業費を決定するものとする。

緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定適用範囲の引き上げ等の災害査定簡素化を速やかに行うものとする。

災害発生後、河川、道路、港湾、都市施設等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

(3) 災害復旧の推進

災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。

所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(4) 再度災害の防止

公共土木施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

3 復旧・復興資機材の安定的な確保

災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

4 都市の復興

(1) 計画的復興への支援

大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域において

は、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法、建築基準法による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

(2) 復興まちづくりへの支援

復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るように努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

5 重要物流道路等における道路啓開・災害復旧の支援

迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、道路法に基づき、京都府から要請があった場合、必要に応じて重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開や災害復旧を代行するものとする。

第3 京都府の計画

1 概要

災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び総合政策環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。

また、災害復旧事業に必要な資機材等について、あらかじめ関係団体並びに関係業界と「覚書」等を交換し、資材需給、資機材の安定的な供給を受け、被災箇所の早期復旧に努める。

2 復旧事業の計画

(1) 災害査定の早期実施

災害発生後、公共土木施設の早期復旧のため、できるだけ速やかに災害査定を実施して復旧のための事業費を決定する。民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には査定前に応急工事を実施する。

(2) 応急工事の実施

被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害査定に先立ち応急仮工事または応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定、交通の確保を図る。

(3) 災害復旧の推進

ア 公共土木施設災害復旧事業

本事業の施行は、河川等災害復旧工事及び河川等災害関連工事は3箇年、災害復旧助成工事は4箇年（但し、助成工事費が30億円以上の大規模なものは5箇年以内）に完了するよう必要な措置を講ずる。

本事業の標準進捗率は、初年度85%、第2年度14%、第3年度1%とされている。

なお、再度災害を防止するため、河川等災害関連事業等の改良復旧事業を積極的に導入する。

イ 単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業により復旧を推進する。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害（1か所当り80万円以上120万円未満）については、小災害復旧事業により復旧を推進する。

(4) 再度災害の防止

公共土木施設の復旧に当たっては原形復旧を原則とするが、河床の変動、地形地盤の変動といった被害箇所の状況及び被災原因等を勘案の上、被災施設を原形に復旧することが不可能な場合、または原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。

さらに、再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業とあわせて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業等を積極的に導入する。

また、災害関連事業等については、災害復旧事業と並行して進捗しうるよう必要な措置を講ずる。

3 国への支援要請

知事は、重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開又は災害復旧のため必要があると認めるときは、道路法に基づき、国土交通大臣に対し代行による実施について要請する。

第4 市町村地域防災計画で定める事項

1 被災市街地復興推進地域に関する事項

第6節 農林水産業施設復旧計画

(近畿農政局・府農林水産部)

第1 計画の方針

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づいて、災害復旧事業に対して補助を行い、農林漁家の経営の回復及び安定を図る。

第2 復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要領については、「一般計画編第4編第3章第2節」に準拠する。

第7節 文教復旧計画

第1 計画の方針

地震災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

第2 学校等の施設の復旧計画

地震災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から耐震性の向上等可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

1 府立学校その他の教育機関

小災害の復旧については、府教育庁の指示により府立学校等において実施し、大災害の復旧については、直接府教育庁において実施する。

2 市町（組合）立学校等及び附属機関

市町（組合）が行う復旧事業について、計画策定に関して指導助言を行うとともに、文部科学省と連絡調整を行う。また、市町（組合）の要請に基づき、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を行う。

第3 教育活動の再開

1 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が避難所となった場合においては、市町村等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

2 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、所管する教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近隣の学校施設等を利用することも考慮する。

3 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

- (1) 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。
- (2) 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費に関すること。
- (3) 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」による学資貸与金に関すること。
- (4) 府立高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となった者に対する授業料の減免に関すること。
- (5) 被災教職員に対する救済措置に関すること。

4 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

第4 市町村地域防災計画で定める事項

- (1) 学校等の施設復旧に関する事項
- (2) 教育活動再開に関する事項

第8節 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

第9節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

(府総務部・府農林水産部)

第1 計画の方針

地震災害後の災害復旧に際し、市町村に対する財政措置並びに農林水産業者及び団体に対する資金融資等について定める。

第2 市町村に対する措置

市町村が被災した施設を原形に復旧するにあたり、府は災害復旧事業債及び地方交付税による財政措置に万全を期するとともに、市町村の行う一時借入金の借入れあっ旋を行う。

1 災害復旧事業債

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 単独災害復旧事業債
- (3) 公営企業等災害復旧事業債
- (4) 火災復旧事業債
- (5) 災害による特別措置債
 - ア 歳入欠かん等債
 - イ 公共土木等小災害債
 - ウ 農地等小災害債

2 災害を受けた市町村のする一時借入金の借入れあっ旋

地震災害を受けた市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、府は市町村のする一時借入金の借入れについて、近畿財務局及び各種金融機関に対して、すみやかに金融措置を要請するとともに、市町村に対し、それらの資金の効果的使用を助言する。

第3 農林漁業関係融資

農林漁業者及び団体に対する災害資金融資等については、「天災融資法に基づく融資」及び「株式会社日本政策金融公庫の融資」並びに「農業近代化資金に対する上乘せ利子補給」があり、さらに、「農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助」の措置がある。

それらについての貸付対象者、貸付限度額、償還期限、貸付利率、事務手続、利子補助等の運用要領は、「一般計画編第4編第4章第3節」に準拠する。

第10節 水道復旧計画

第1 計画の方針

水道事業者等は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

第2 復旧事業

被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要綱については『上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱』によるものとする。

第11節 工業用水道復旧計画

第1 計画の方針

工業用水道事業者等は、「工業用水道事業費補助金」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

第2 復旧事業

被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要領については『工業用水道事業費補助金交付要領』によるものとする。

第2章 激甚災害の指定に関する計画

(府危機管理部・府健康福祉部・府農林水産部・府建設交通部・府教育庁)

第1節 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく災害の指定を受けるため、災害の状況をすみやかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2節 激甚災害に関する調査

第1 市町村の被害状況

知事は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせる。

第2 調査の協力

市町村は、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第3 調査の迅速化

関係各部は、激甚法に定める必要な事項をすみやかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

第3節 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部長は国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助

(府総務部・日本郵便株式会社京都中央郵便局)

第1節 計画の方針

地震災害により被災者の納付すべき租税の納付が困難な場合に、特別な措置を講ずるとともに、郵便関係においても被災者の負担を軽減するための対策について定める。

第2節 租税の徴収猶予及び減免等の措置

第1 期限の延長

知事は、納税者が地震災害により申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、当該期限の延長を認めるものとする。(地方税法第20条の5の2、京都府府税条例第18条)

第2 徴収の猶予

知事は、納税者又は特別徴収義務者がその財産について地震災害を受けた場合、地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予するものとする。(地方税法第15条)

第3 減免

知事は、地震災害の実情に応じて、個人事業税、不動産取得税、自動車税(環境性能割)及び自動車税(種別割)の減免措置を講ずるものとする。(京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、第63条の14、第69条)

第3節 郵便関係補助

地震災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

第1 災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画」により必要な措置を講ずる。

第2 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

第4 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第4章 災害復興対策計画

大規模な災害からの被災地の復興に係る対策については、「一般計画編第4編第13章」に準拠する。